

# 上海市特許助成弁法

2012年7月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

上海事務所 知識産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 上海市特許助成弁法（2012年改正）

## 第一章 総則

**第一条** 発明創造を奨励し、技術革新を促進し、イノベーションの成果を保護し、特許の創造、運用、保護及び管理能力を高め、イノベーション型都市を構築するため、「中華人民共和国特許法」、「上海市特許保護条例」及び「国家知的財産権戦略綱要」等の法律、法規及び政策に基づき、本市の実情に照らし、本弁法を制定する。

**第二条** 特許助成とは市の知識産権局の部門予算において関連資金を手配し、助成申請者の特許出願又は特許関連業務の展開に対し給付する助成をいう。  
特許助成は一般助成と特別助成に区分される。

**第三条** 助成申請者とは本市において登録又は登記した企業・事業体、機関及び社会团体、並びに本市戸籍又は居住証を有する個人をいう。

**第四条** 特許助成は「信義誠実による申請、部分的助成、運用の促進、重点の突出」の原則に従う。  
発明特許及び戦略的新興産業の特許業務を重点的に支援する。

**第五条** 中央財政又は市級財政による特許助成関係資金を獲得している場合は全て、助成を重複申請してはならない。

**第六条** 市知識産権局は特許助成申請の受理、審査を担当し、審議、資金の日常的管理及び使用状況の情報公開の評価を手配する。市財政局は特許助成資金の支給、並びに資金の監督及び業績の評価に責任を負う。

## 第二章 一般助成

**第七条** 一般助成とは、助成申請者の中国国家知識産権局、中国香港、マカオ、台湾地区及び国外の特許審査関係機関に対する特許出願の関連費用への助成をいう。

**第八条** 次に掲げる条件の一つに適合する助成申請者は、助成を申請すること

ができる。

(一) 国内の発明特許出願者又は特許権者

(二) 国内の実用新案権者又は意匠権者

(三) 香港で登録された標準特許、マカオで権利付与された発明特許又は台湾で権利付与された発明特許（以下「香港・マカオ・台湾地区特許」という）の特許権者。

(四) 中国と締結した合意又は共同参加した国際条約に依拠し、国外に対し申請し、権利付与を獲得した発明特許又は意匠特許（以下「国外特許」という）の特許権者。

前項記載の助成申請者が特許を出願するとき、申請者の住所は本市の管轄区域に属していなければならない。

**第九条** 1件の特許に複数の特許権者又は特許出願者が存在する場合、申請者が助成申請を共同提出し、かつ特許出願時に第一出願者の住所が本市の管轄区域に属していなければならない。

**第十条** 助成申請者の国内発明特許助成の申請項目及び金額は下記の通り。

(一) 出願費（出願費、出願付加費、公開印刷費及び優先権主張費を含む）は、特許出願受理後の実際の納付金額の80%を助成する。

(二) 実体審査費、権利付与費（特許登録費、公告印刷費及び権利付与当年の年金を含む）は、権利付与後の実際の納付金額を助成する。

(三) 権利付与後2年目、3年目の年金は、実際の納付金額の80%を助成する。

(四) 特許代理費は、権利付与後において各項目当たり人民元2000元を超えない助成を与える。

国家知識産権局の認可を得て、特許関係費用の納付を減額、延期している国内の発明特許は、前項の規定に従い執行する。

**第十一条** 助成申請者が国内の実用新案又は意匠特許の助成を申請する場合、出願費（出願費、出願付加費、公開印刷費及び優先権主張費を含む）及び権利付与費（特許登録費、公告印刷費及び権利付与当年の年金を含む）は権利付与後、実用新案は実際の納付金額の50%を助成、意匠は実際の納付金額の60%を助成する。

国家知識産権局の認可を得て、特許関係費用の納付を減額、延期している国内の実用新案又は意匠特許は、前項の規定に従い執行する。

**第十二条** 助成申請者が香港・マカオ・台湾地区特許の助成を申請する場合、

各特許当たりの助成額は人民元 5000 元を超えないものとする。

助成項目は助成申請者が特許審査関係機関に納付した政府規定の費用及び国内代理機関に支払ったサービス費用とする。

**第十三条** 助成申請者が国外特許の助成を申請する場合、各発明特許当たりの助成は 5 ヶ国を超えず、各国毎の助成金額は人民元 3 万元を超えないものとする。各意匠特許当たりの助成は 3 ヶ国を超えず、各国毎の助成金額は人民元 3 万元を超えないものとする。

助成項目は助成申請者が特許審査関係機関に納付した政府規定の費用及び国内代理機関に支払ったサービス費用とする。

同一の助成申請者が毎年度に獲得する国外特許助成の総額は人民元 100 万元を超えないものとする。

**第十四条** 市知識産権局は助成申請受理後に、国内特許及び香港・マカオ・台湾地区特許は 15 業務日以内、国外特許は 30 業務日以内に助成の可否の決定を行う。

### 第三章 特別助成

**第十五条** 特別助成とは、市知識産権局の認定する特許業務試行企業・事業体及び特許業務モデル・事業体に対し、特許の創造、運用、保護及び管理業務の面において給付する助成をいう。

特許業務試行企業・事業体及び特許業務実証企業・事業体の認定及び管理の弁法は別途制定する。

**第十六条** 助成申請者の獲得する特別助成は下記の業務に用いられなければならない。

- (一) 特許管理標準化の構築
- (二) 特許戦略の策定及び実施
- (三) 特許データベース、早期警報プラットフォームの構築
- (四) 特許の管理委託、抵当権設定、譲渡及び許諾
- (五) 特許人材の研修
- (六) 特許権の保護
- (七) その他特許業務

**第十七条** 特許業務試行企業・事業体の 2 年の試行期限内の各社当たりの助成額

は人民元 40 万円を超えないものとする。

特許業務モデル企業・事業体は 2 年の実証期限以内の各社当たりの助成額は人民元 60 万円を超えないものとする。

**第十八条** 市知識産権局は、認定された特許業務試行企業・事業体又はモデル企業・事業体の提出した特許業務計画及び資金予算に基づき、2 ヶ月以内に審査、決定を行い、審査を通過した場合、市財政局は助成総額の 70% を上回らない資金を先行して与える。

特許業務試行企業・事業体又はモデル企業・事業体の試行、実証期間の満了後、市の知識産権局が審査を組織し、審査を通過した場合、市財政局が特別助成の資金残額を支給する。

#### 第四章 管理及び監督

**第十九条** 特許助成資金は必ずその特定の目的のみに使用しなければならない。特許助成資金の使用にあたっては、関係部門の特別監査及び業績評価を受け、特許助成の規範的、安全かつ効果的な運用を確保する。

**第二十条** 助成申請者が、助成申請過程において虚偽不正、横領、流用等、規定に違反して助成資金を使用した場合、支給済の資金は期限を設定して回収し、2 年以内の特許助成申請資格を取消すと共に、その不良行為記録を上海市社会信用連合信用調査システムに記録し、かつ法に基づき助成申請者の法的責任を追及する。

**第二十一条** 委託を受けた事業所が特許出願の代理又は関連事業の担当の過程において、虚偽不正を行い又は助成申請者と共謀して不正を行った場合、助成の取り扱いを停止すると共に、その不良行為記録を上海市社会信用連合信用調査システムに記録し、かつ法に基づき当該事業所の法的責任を追及する。

**第二十二条** 市知識産権局の職員が助成業務において職権濫用、職務怠慢、私利私欲のための不正に及んだ場合、法に基づき関係者の法的責任を追及する。

#### 第五章 付則

**第二十三条** 各区、県の人民政府は現地の実情に照らし、本弁法を参照し、区、県の特許助成政策を制定し、並びに市知識産権局に届け出るものとする。

**第二十四条** 本弁法は市知識産権局及び市財政局が解釈の責任を負う。

**第二十五条** 本弁法は2012年7月1日から施行し、有効期間は2017年6月30日までとする。2007年3月1日施行の「上海市特許助成弁法」（滬知局〔2007〕13号）及び2007年7月1日施行の「上海市特許助成弁法実施細則」（滬知局〔2007〕16号）は同時に廃止する。